

概 説

コシヒカリを1956年（昭和31年）に誕生した福井県は、農業県である。戦後1949年（昭和24年）の土地改良法制定から、1961年（昭和36年）農業基本法が制定され、1963年（昭和38年）より、30a区画を標準として圃場整備事業を推進してきた結果、全国のトップクラスの圃場整備水準に達している。1993年（平成5年）には、福井県嶺北地域は90%、越前海岸地域や嶺南の名田庄村や高浜は50数%であるが、この圃場整備に関連して、農業溜池の整備、農業用排水路、農業道路の整備で、淡水産貝類の環境に大きくかわり、生息数が減少している。最近、さらなる100aの大型圃場整備と機械化が整備されてきている。平成27年12月現在の福井県の淡水貝類は、汽水域、亜種、外来種を含めて16科42種が記録されている。

ヒダリマキモノアラガイ、カワネジガイは過去50年以上にわたり県内の生息に関する情報がなく、本種の生息確認を目的に調査も実施されていない。カワシンジュガイも同様であり、県域絶滅とした。

長年生息が確認されていなかったフネドブガイが最近2か所で確認された。九頭竜川河口域のみ生息が確認されているミズゴマツボの2種を県域絶滅危惧Ⅰ類とした。前回RDBでは、トンガリササノハガイを県域絶滅、ササノハガイを県域絶滅危惧Ⅰ類としたが、環境省RDB改定で、ササノハガイは琵琶湖湖沼型トンガリササノハガイに含まれたため、ササノハガイを削除し、トンガリササノハガイを県域絶滅危惧Ⅰ類とした。

さらに、生息地が限定され、局所的となったカタハガイ、マツカサガイ、と生息個体群が縮小しているマツカサガイから独立したヨコハマシジラガイ、マルドブガイ、カワグチツボ、フクイマメシジミ、ミズコハクガイ、外来種のタイワンシジミの増加で在来種が激減しているマシジミ等8種類を県域絶滅危惧Ⅱ類とした。

従来の、生息域が縮小し生息個体群が縮小しているイシカキガイ、マルタニシ、モノアラガイを県域準絶滅危惧に指定し、オオタニシや外来種で日本にすでに定着している、生息減少傾向のコシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキなども要注目とした。

前回のRDB以後、貝類の外来種は、サカマキガイやコシダカヒメモノアラガイ、タイワンシジミのように、福井県への侵入年代は不明であるが、福井県では昔から確認されている。近年、コウロエンカワヒバリガイが久々子湖で確認され、九頭竜川中流域でコモチカワツボの生息を確認している。在来の野生生物保全だけでなく、外来種のこれ以上の生息分布の拡大を防ぐ方策を考える必要がある。

表 2016年福井県改訂版レッドリスト（淡水産貝類）の選定種数とその増減

ランク	第1版リスト	改訂リスト	増 減
県域絶滅	3	3	0
県域絶滅危惧Ⅰ類	3	3	0
県域絶滅危惧Ⅱ類	5	8	+3
県域準絶滅危惧	3	5	+2
要注目	1	4	+3
地域個体群	—	—	—
合 計	15	23	+8

（長谷川 巖）